



2020年8月11日

各位

会社名 株式会社ティーケーピー
代表者名 代表取締役社長 河野 貴輝
(コード番号：3479 東証マザーズ)
問合せ先 取締役CFO 中村 幸司
(TEL. 03-5227-7321)

財務報告に係る内部統制の開示すべき重要な不備及び

内部統制報告書の訂正報告書の提出に関するお知らせ

当社は、金融商品取引法第24条の4の4第1項に基づき、2020年7月15日に関東財務局に提出いたしました2020年2月期(第15期)の内部統制報告書において、開示すべき重要な不備がある旨を記載いたしました。また、金融商品取引法第24条の4の5第1項に基づき2018年2月期(第13期)及び2019年2月期(第14期)の内部統制報告書の訂正報告書を2020年7月15日に関東財務局へ提出いたしましたので、以下のとおりお知らせいたします。

1. 開示すべき重要な不備の内容

当社の2020年2月期決算の作業過程で、過年度の連結財務諸表等の注記事項(リース取引関係)において重要な開示が漏れていることが判明いたしました。

具体的には、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則(1976年大蔵省令第28号)第15条の3の定めに従い、「当事業年度末におけるオペレーティング・リース取引のうち解約不能のリース取引について、当該解約不能のリース取引に係る未経過リース料の金額を一年内のリース期間に係る金額及びそれ以外の金額に区分して注記しなければならない」とされているところ、当該開示が不足していることが発覚いたしました。

これに伴い、以下の有価証券報告書及び有価証券届出書の訂正報告書及び訂正届出書を提出いたしました。

<有価証券報告書>

第12期(自平成28年3月1日至平成29年2月28日)

第13期(自平成29年3月1日至平成30年2月28日)

第14期(自2018年3月1日至2019年2月28日)

<有価証券届出書>

平成29年2月21日提出分

2019年9月18日提出分

本件は、オペレーティング・リース取引に関連する開示に関する知見が不十分であったことに起因する決算・財務報告プロセスに関する内部統制の不備であり、当社ビジネスモデルの性質上、解約不能な未経過リース料の適切な開示は財務報告に重要な影響を及ぼすことから、開示すべき重要な不備に該当すると判断いたしました。

2. 事業年度末日までに是正できなかった理由

当該開示すべき重要な不備を当事業年度末日までに是正することができなかった理由は、上記事実が当事業年度末日後に確定したためであります。

3. 開示すべき重要な不備の是正方針

当社は、財務報告に係る内部統制の重要性を強く認識しており、再発防止に向けて、以下の改善策を講じて適切な内部統制の整備及び運用を図り、財務報告の信頼性を確保していく方針であります。

- ・ 経理及び有価証券報告書作成に必要なかつ十分な経験を有する人材の採用
- ・ リース取引についての情報収集、会計処理及び開示手続きについて業務手順と承認手順を定めた書面の整備及び運用の徹底

4. 連結財務諸表に与える影響

上記の開示すべき重要な不備に起因する連結財務諸表への影響はございません。

5. 財務諸表の監査報告における監査意見

無限定適正意見であります。

6. 訂正の対象となる内部統制報告書

第13期（自平成29年3月1日至平成30年2月28日）

第14期（自平成30年3月1日至平成31年2月28日）

7. 訂正の内容

上記の各内部統制報告書のうち3【評価結果に関する事項】を以下のとおり訂正いたします。訂正箇所は____（下線）を付して表示しております。

3【評価結果に関する事項】

(1) 第13期

(訂正前)

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

(訂正後)

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼす可能性が高く、開示すべき重要な不備に該当すると判断いたしました。したがって、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効でないとは判断いたしました。

記

当社の2020年2月期決算の作業過程で、過年度の連結財務諸表等の注記事項（リース取引関係）において重要な開示が漏れていることが判明いたしました。

具体的には、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（1976年大蔵省令第28号）第15条の3の定めに従い、「当事業年度末におけるオペレーティング・リース取引のうち解約不能のリース取引について、当該解約不能のリース取引に係る未経過リース料の金額を一年内のリース期間に係る金額及びそれ以外の金額に区分して注記しなければならない」とされているところ、当該開示が不足していることが発覚いたしました。

これに伴い、以下の有価証券報告書及び有価証券届出書の訂正報告書及び訂正届出書を提出いたしました。

<有価証券報告書>

第12期（自平成28年3月1日至平成29年2月28日）

第13期（自平成29年3月1日至平成30年2月28日）

第14期（自2018年3月1日至2019年2月28日）

<有価証券届出書>

平成 29 年 2 月 21 日提出分

2019 年 9 月 18 日提出分

本件は、オペレーティング・リース取引に関連する開示に関する知見が不十分であったことに起因する決算・財務報告プロセスに関する内部統制の不備であり、当社ビジネスモデルの性質上、解約不能な未経過リース料の適切な開示は財務報告に重要な影響を及ぼすことから、開示すべき重要な不備に該当すると判断いたしました。

なお、上記事実は、当事業年度末日後に確定したため、当該開示すべき重要な不備を当事業年度末日までに是正することができませんでした。

当社は、財務報告に係る内部統制の重要性を強く認識しており、再発防止に向けて、以下の改善策を講じて適切な内部統制の整備及び運用を図り、財務報告の信頼性を確保していく方針であります。

- ・経理及び有価証券報告書作成に必要かつ十分な経験を有する人材の採用
- ・リース取引についての情報収集、会計処理及び開示手続きについて業務手順と承認手順を定めた書面の整備及び運用の徹底

(2) 第 14 期

(訂正前)

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

(訂正後)

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼす可能性が高く、開示すべき重要な不備に該当すると判断いたしました。したがって、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効でないとは判断いたしました。

記

当社の 2020 年 2 月期決算の作業過程で、過年度の連結財務諸表等の注記事項（リース取引関係）において重要な開示が漏れていることが判明いたしました。

具体的には、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（1976 年大蔵省令第 28 号）第 15 条の 3 の定めに従い、「当事業年度末におけるオペレーティング・リース取引のうち解約不能のリース取引について、当該解約不能のリース取引に係る未経過リース料の金額を一年内のリース期間に係る金額及びそれ以外の金額に区分して注記しなければならない」とされているところ、当該開示が不足していることが発覚いたしました。

これに伴い、以下の有価証券報告書及び有価証券届出書の訂正報告書及び訂正届出書を提出いたしました。

<有価証券報告書>

第 12 期（自 平成 28 年 3 月 1 日 至 平成 29 年 2 月 28 日）

第 13 期（自 平成 29 年 3 月 1 日 至 平成 30 年 2 月 28 日）

第 14 期（自 2018 年 3 月 1 日 至 2019 年 2 月 28 日）

<有価証券届出書>

平成 29 年 2 月 21 日提出分

2019 年 9 月 18 日提出分

本件は、オペレーティング・リース取引に関連する開示に関する知見が不十分であったことに起因する決算・財務報告プロセスに関する内部統制の不備であり、当社ビジネスモデルの性質上、解約不能な未経過リース料の適切な開示は財務報告に重要な影響を及ぼすことから、開示すべき重要な不備に該当すると判断いたしました。

なお、上記事実は、当事業年度末日後に確定したため、当該開示すべき重要な不備を当事業年度末日までに是正することができませんでした。

当社は、財務報告に係る内部統制の重要性を強く認識しており、再発防止に向けて、以下の改善策を講じて適切な内部統制の整備及び運用を図り、財務報告の信頼性を確保していく方針であります。

- ・経理及び有価証券報告書作成に必要かつ十分な経験を有する人材の採用
- ・リース取引についての情報収集、会計処理及び開示手続きについて業務手順と承認手順を定めた書面の整備及び運用の徹底

以 上